

先行整備区間(明治橋付近)の設定について(予定)

本事業の実施にあたり整備する橋の架替工事は、数年単位の時間を要し、その間も現在の吉野街道を通行止めに出ないことから、仮橋設置の上、道路を切回しながら、現在の橋の撤去と新たな橋の設置を行います。

橋の架替工事の大きな流れは、①仮橋・切回し道路の整備、②現在の明治橋の撤去、③新しい明治橋(南側)の整備、④仮橋・切回し道路の撤去、⑤新しい明治橋(北側)の整備、という流れになります。

今後、関係機関等との調整をふまえ、具体的な施工手順等を検討してまいります。

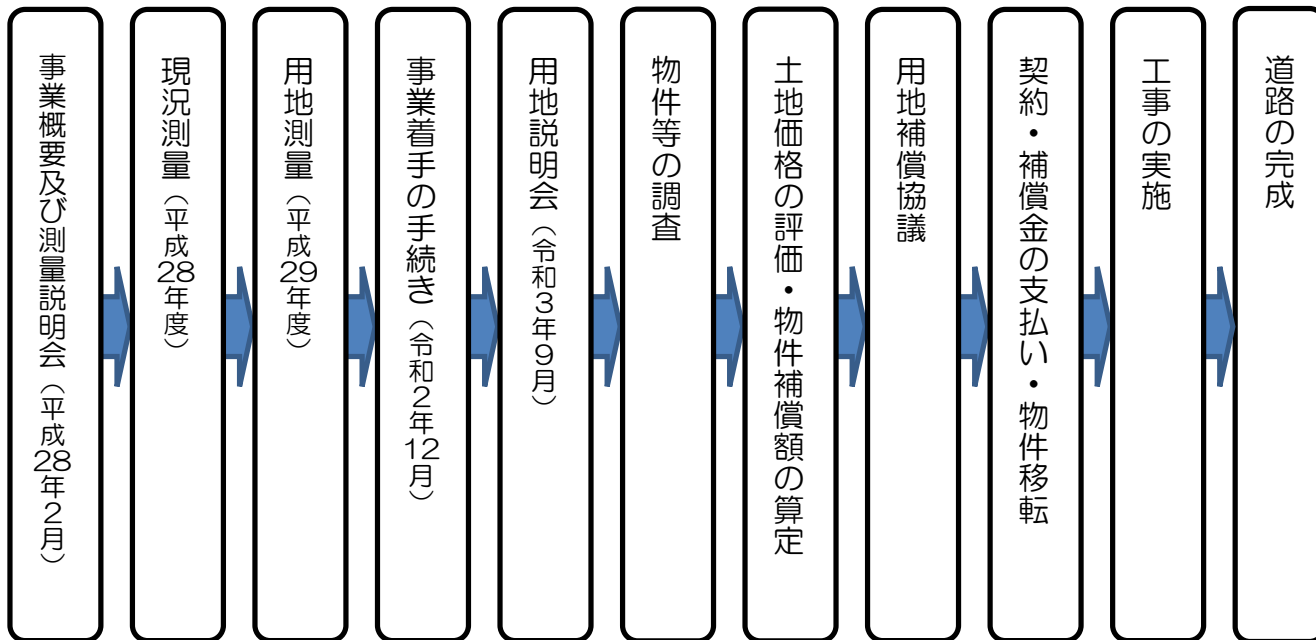
当該付近の用地取得など、本事業の推進に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

仮橋(切回し道路)計画図



※現道の切回し道路、仮橋の詳細な位置等は、今後、関係機関等との調整で変わる可能性があります。

これまでの経過と今後の事業の進め方



お問い合わせ先

東京都西多摩建設事務所

〒198-0042
東京都青梅市東青梅3-20-1

○事業・工事に関すること 工事第一課 設計担当 電話 0428-22-7217
○用地取得に関すること 用地課 用地担当 電話 0428-22-7329

令和3年9月

青梅都市計画道路3・4・1号多摩川南岸線

「青梅市畑中三丁目地内～青梅市和田町二丁目地内」

～ 道路整備事業 ～

事業概要



令和3年9月

東京都西多摩建設事務所

青梅都市計画道路3・4・1号多摩川南岸線 事業概要

事業の概要

青梅3・4・1号多摩川南岸線は、羽村(はむら)市羽西(はねにし)二丁目から青梅(おうめ)市梅郷(ばいごう)四丁目に至る延長約7.6キロメートルの都市計画道路です。

このうち、青梅市畑中(はたなか)三丁目から同市和田町(わだまち)二丁目までの延長795メートルの区間について事業に着手します。

本事業は、幅員約8メートルの道路を幅員16メートルに拡幅整備するものです。車道(幅員9メートル)は2車線、その両側に歩道(幅員3.5メートル)を整備します。また、あわせて電線類の地中化や街路樹の植栽を行います。

路線名	青梅都市計画道路3・4・1号多摩川南岸線
区間	青梅市畑中三丁目地内～青梅市和田町二丁目地内
延長	795m
計画幅員	車道9.0m 歩道7.0m(3.5m×2)
事業期間 (事業認可期間)	令和2年度～令和11年度

主な整備効果

①歩行者の安全確保

本路線の整備により、西多摩地域の東西方向の道路ネットワークの向上が図られるとともに、両側に歩道が整備され、歩行者の通行の安全性が向上します。

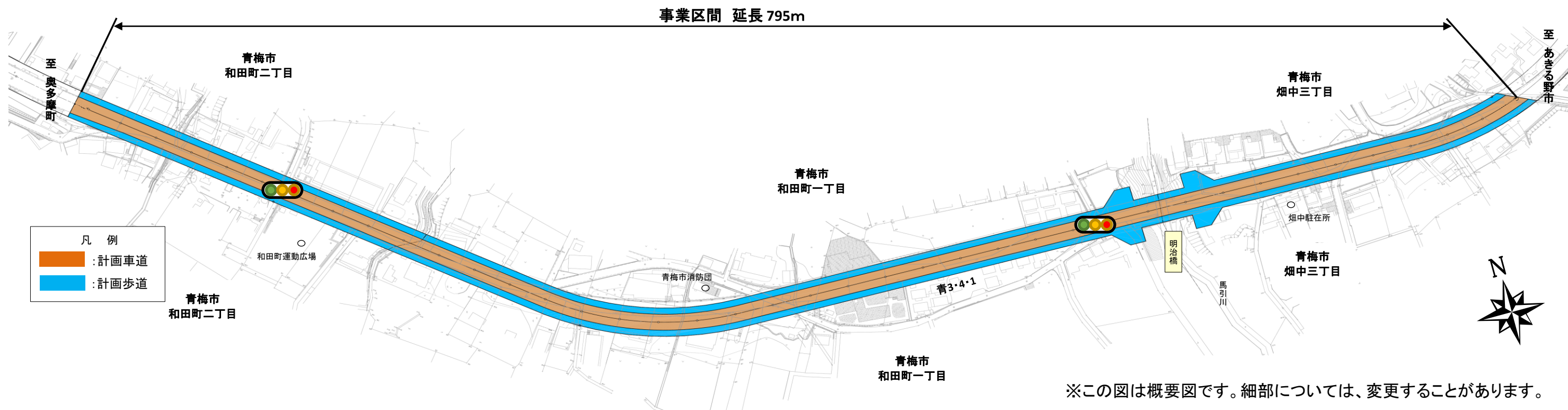
②安全性・防災性の向上

本路線の整備により、震災時等の緊急車両の通行が強化され、地域の安全性・防災性が向上します。

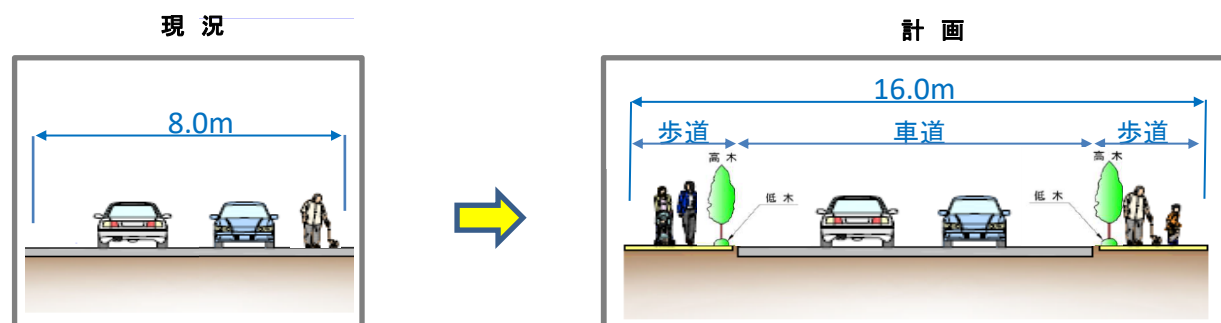
③都市景観の向上

電線類の地中化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出します。

平面図



標準断面図



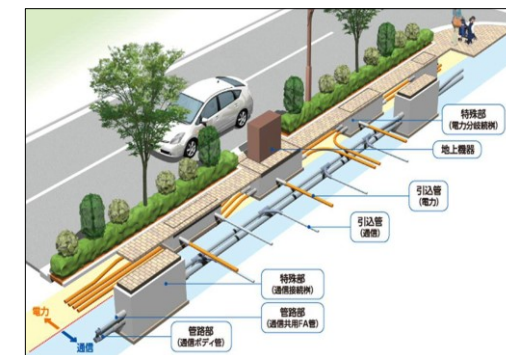
無電柱化の推進

今回の整備に合わせ、電線類を歩道下に埋設する工事も進めてまいります。

無電柱化を進めることにより、景観の向上や台風・地震などによる電柱倒壊、道路封鎖、電気等のライフラインの寸断が回避できるようになります。



阪神・淡路大震災での倒壊電柱(国交省HP)



無電柱化のイメージ図